

部活動に係る活動方針

宮城県古川黎明高等学校

◎ 活動目的

本校の部活動は、学校教育の一環として、学級や学年を離れて生徒が**自発的・自主的に活動を組織し、展開すること**により、スポーツや文化に親しみ、高い目標達成に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わうとともに、豊かな人間性や、共生の心などを涵養することを目的とする。

◎ 活動時間

- (1) 平日は2時間程度、休業日は3時間程度の実活動とする。ただし、大会参加や練習試合等はこの限りでない。
- (2) 朝練習については原則禁止とする。
- (3) 定期考査1週間前から定期考査終了までの期間の活動は原則禁止とする。
- (4) 校長が主要大会・コンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、(1)～(3)によらず、期間を限定して活動を認める場合がある。ただし、完全下校時刻を越えての活動は認めない。

◎ 休養日

平日1日以上、*週休日1日以上、週2日以上、の休養日を設けることを原則とする。ただし、大会や行事参加などで週2日の休養日がとれない場合は、別日に休養日を変更するなど、年間105日以上、うち週休日等に52日以上の休養日を設定することを原則とする。

*週休日等とは、土曜日・日曜日（登校日を除く）を指します。また国民の祝日や年末年始の休日も適宜、休養日とする。

◎ 活動計画の作成等について

各部活動においては、年間を見通した活動計画書および毎月の活動計画書を作成し、校長に提出する。また生徒および保護者にも示し、活動内容の理解を得る。

◎ その他（関連資料）

「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」

*令和6年12月25日付 スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長からの通知

◇ 以下は、【高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編】改定（見直し）した箇所の抜粋です。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。